

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の税率表

(令和6年4月1日以後に開始する事業年度用)



1 法人県民税

(1) 均等割

区分	税率
① 資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額。以下同じ。)が1千万円以下の法人、公共法人及び公益法人等、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人	年額 20,000円
② 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額 50,000円
③ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 130,000円
④ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 540,000円
⑤ 資本金等の額が50億円を超える法人	年額 800,000円

- (注1) 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいいます。ただし、「資本金等の額」又は「資本金+資本準備金」のいずれか大きい額とします。
- (注2) 「公共法人及び公益法人等」とは、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のものをい、公共法人は法人税法第2条第5号の公共法人を、公益法人等は同法同条第6号の公益法人等、防災街区整備事業組合、管理組合法人、団地管理組合法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合、敷地分割組合、認可地縁団体、法人である政党等及び特定非営利活動法人をいいます。
- (注3) 事業年度が1年に満たない場合又は本県に事務所、事業所若しくは寮等を有していた期間が1年に満たない場合は、年額に月数を乗じて得た額を12で除して算定します。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。

(2) 法人税割

区分	税率
① 次のどちらかに該当する法人 ア 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 イ 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては分割前の総額)が、年1千万円を超える法人	100分の1.8
② ①に該当しないもの	100分の1.0

- (注1) 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例等の規定による不均一課税の要件に該当する場合は、申告により100分の1.4の税率が適用されます。
- (注2) 事業年度が1年に満たない場合は、法人税割額の税率表中「年1千万円」とあるのは「1千万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とします。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。
- (注3) 平成22年9月30日以前に解散した法人については、清算所得に対する課税となり、また、解散日現在の税率が適用されます。

均等割月割額早見表

事務所等所在の月数		1月	2月	3月	4月	5月	6月
資本金等の額	① 1千万円以下の法人等	1,600	3,300	5,000	6,600	8,300	10,000
	② 1千万円を超え1億円以下の法人	4,100	8,300	12,500	16,600	20,800	25,000
	③ 1億円を超え10億円以下の法人	10,800	21,600	32,500	43,300	54,100	65,000
	④ 10億円を超え50億円以下の法人	45,000	90,000	135,000	180,000	225,000	270,000
	⑤ 50億円を超える法人	66,600	133,300	200,000	266,600	333,300	400,000
事務所等所在の月数		7月	8月	9月	10月	11月	12月
資本金等の額	① 1千万円以下の法人等	11,600	13,300	15,000	16,600	18,300	20,000
	② 1千万円を超え1億円以下の法人	29,100	33,300	37,500	41,600	45,800	50,000
	③ 1億円を超え10億円以下の法人	75,800	86,600	97,500	108,300	119,100	130,000
	④ 10億円を超え50億円以下の法人	315,000	360,000	405,000	450,000	495,000	540,000
	⑤ 50億円を超える法人	466,600	533,300	600,000	666,600	733,300	800,000

- (注) 事務所等所在の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは、切り捨てます。

法人税額早見表

事業年度の月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
法人税額 年1千万円に相当する額	833,333	1,666,666	2,500,000	3,333,333	4,166,666	5,000,000
事業年度の月数	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人税額 年1千万円に相当する額	5,833,333	6,666,666	7,500,000	8,333,333	9,166,666	10,000,000

- (注) 事業年度の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とします。

令和6年3月31日以前に開始する事業年度の税率等及びご不明な点については、**地域振興局県税部**にお尋ねください。

2 法人事業税

(1) 収入金額等課税法人

① 電気供給業（②以外のもの）、ガス供給業のうち導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人

区 分	税 率
収 入 割	100 分の 1.0

② 電気供給業のうち小売電気事業、発電事業及び特定卸供給事業を行う法人

区 分	税 率	
ア 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人	収 入 割	100 分の 0.75
	付 加 価 値 割	100 分の 0.37
	資 本 割	100 分の 0.15
イ ア以外の法人	収 入 割	100 分の 0.75
	所 得 割	100 分の 1.85

③ ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人

区 分	税 率
収 入 割	100 分の 0.48
付 加 価 値 割	100 分の 0.77
資 本 割	100 分の 0.32

(2) 所得金額課税法人

① 外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人（注 1））

区 分	税 率
所 得 割	100 分の 1.0
付 加 価 値 割	100 分の 1.2
資 本 割	100 分の 0.5

② ①以外の法人

区 分	税 率		
所 得 割	特 別 法 人	所得金額のうち年 400 万円以下の金額	100 分の 3.5
		所得金額のうち年 400 万円を超える金額 軽減税率不適用法人	100 分の 4.9
	そ の 他 の 法 人	所得金額のうち年 400 万円以下の金額	100 分の 3.5
		所得金額のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額	100 分の 5.3
		所得金額のうち年 800 万円を超える金額 軽減税率不適用法人	100 分の 7.0

(注 1) 「外形標準課税対象法人」とは、事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人（ただし、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人のうち、下記(1)(2)に当てはまる法人を含む）をいいます。（公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人は除く）

(1) 前事業年度が外形標準課税の対象で、事業年度終了の日において払込資本の額（資本金の額又は出資金の額＋資本剰余金の額）が 10 億円を超える法人（令和 7 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用）

(2) 特定法人（払込資本の額が 50 億円を超える外形標準課税対象法人及び保険業法に規定する相互会社）による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は 100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人で、事業年度終了の日における払込資本の額が 2 億円を超える法人（令和 8 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用）

※ 中間決算による中間申告を行う法人の場合は、事業年度開始の日から 6 月の期間の末日における資本金の額又は出資金の額の現況によります。（令和 7 年 4 月 1 日以後開始する事業年度においては、前事業年度に外形標準課税の対象であった場合に中間申告の義務あり）また、解散をした法人については解散の日の現況によります。

(注 2) 「軽減税率不適用法人」とは、事業年度終了の日に 3 以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1 千万円以上のものをいいます。

(注 3) 事業年度が 1 年に満たない場合は、事業税の税率表中「年 400 万円」「年 800 万円」とあるのは、それぞれの金額に「当該事業年度の月数を乗じて得た額を 12 で除して計算した金額」とします。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月とします。

(注 4) 資本割の課税標準である資本金等の額については、「資本金等の額」又は「資本金＋資本準備金」のいずれか大きい額とします。

3 特別法人事業税（令和 6 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用）

区 分	課 税 標 準	税 率
(1) 収入金額等課税法人		
① 「2 法人事業税」(1)①の法人	法人事業税の収入割額	100 分の 30.0
② 「2 法人事業税」(1)②の法人	法人事業税の収入割額	100 分の 40.0
③ 「2 法人事業税」(1)③の法人	法人事業税の収入割額	100 分の 62.5
(2) 所得金額課税法人		
① 「2 法人事業税」(2)①の法人	法人事業税の所得割額	100 分の 260.0
② 「2 法人事業税」(2)②の法人	法人事業税 の所得割額	特別法人 100 分の 34.5
		その他の法人 100 分の 37.0